

福島の**未来**を拓く、

福島県**建築**技術職員業務紹介



• **たくさんの人たちとの出会いがあります。**

⇒県民（住民）、行政、専門家、建築関係業者

• **多様な地域の暮らしがあります。**

⇒広い県土、気候・風土・伝統の違い
住んで体験する



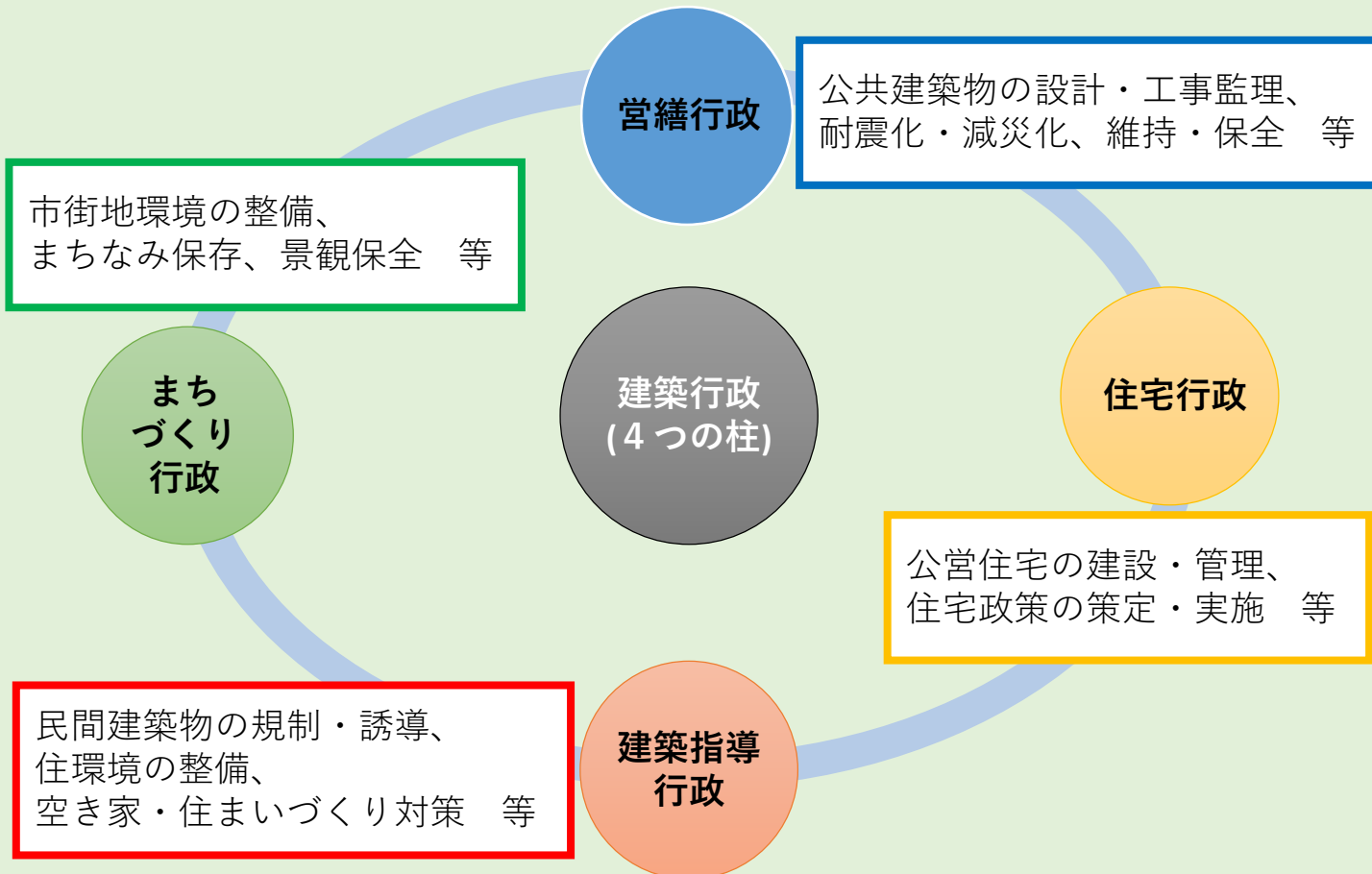
• **様々なプロジェクトを経験できます。**

⇒大規模な営繕工事、市街地整備（スケール感）



• **自分の仕事が地域・社会を形づくります。**

⇒ものづくり、まちづくり（地図に残る仕事）



福島県庁で建築職が活躍する主なフィールド

建築行政の4つの柱

住宅行政

- 「県住生活基本計画」に基づき、県民の豊かな住生活の実現に向けて住宅性能の向上、空き家対策、住宅の防災・減災対策、子育て世帯・移住者等への住宅供給や助成、高齢者など住宅確保要配慮者への支援を行います。
- 県営住宅長寿命化計画に基づき県営住宅の改修や適正な維持管理を行います。
- 原子力災害による避難地域の復興を支援するため、ふるさとへの帰還と新規移住向けの居住環境の整備を進めます。

建築指導行政

- 安全・安心で秩序あるまちづくりを実現するため、建築基準法に基づく確認・検査や定期報告の受理、建築物の維持管理状況の確認及び改善指導を行います。
- 耐震改修促進法に基づき不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物や防災拠点建築物、避難路沿道建築物の耐震化に対する指導・助言を行います。
- 省エネ性能など質の高い住宅を普及促進するため、建築物の省エネ性能の適合性判定や長期優良住宅の認定を行います。

営繕行政

- 庁舎や県立高校など県有建築物の新築や改修の設計・工事監理などを行います。
- 次世代に継承できる質の高い県有建築物「永く生きる建築」を目指し、適正な整備や維持管理を効果的・効率的に進め、県民が安全・安心で快適に利用できる公共空間を創造します。
- 2050年カーボンニュートラルを目指し、「ZEBガイドライン」や「木造化・木質化建築ガイドライン」など指針の策定・運用を行います。

まちづくり行政

- 中心市街地の空洞化や過疎中山間地域の人口減少により、街なかや地域の活力・にぎわいが失われつつあることから、地域特性に配慮した住環境の整備を促進し、個性と魅力ある地域づくりを支援します。
- 既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に寄与する市街地再開発事業等を支援します。



建築職の配属先

土木部

建築総室

- ・ 建築住宅課 ・ 建築指導課
- ・ 営繕課

企画技術総室

- ・ 土木企画課 ・ 技術管理課

都市総室

- ・ 都市計画課

【出先機関】

- 県北建設事務所
- 県中建設事務所
- 県南建設事務所
- 会津若松建設事務所
- 喜多方建設事務所
- 南会津建設事務所
- 相双建設事務所
- いわき建設事務所

総務部

文書管財総室

- ・ 施設管理課 ・ 財産管理課

生活環境部

環境共生総室

- ・ 自然保護課

【出先機関】

- 県北地方振興局
- 県中地方振興局
- 会津地方振興局

教育庁

教育総務総室

- ・ 財務課 施設財産室

出納局

- ・ 工事検査課

監査委員事務局

- ・ 普通会計監査課

公社等

- ・ 県立医科大学事務局
- ・ 会津大学事務局

建築職

119名 (女性19名)

うち土木部内

97名

土木部外

22名

福島県の組織図ではなく、建築職が配属される組織を図示しています。

住宅行政

■ 県民の豊かな住生活の実現

- ・ 福島県では、震災と原発事故の影響により急激な人口減少や少子高齢化が進行しています。これら本県特有の課題に対応しつつ、地方創生や次のステージへの復興、住まいの防災・減災対策を進めるため、「福島県住生活基本計画」に基づき、豊かな住生活の実現に向けて住宅施策を推進しています。
- ・ 県は、広域的、長期的視点に立った住宅政策を総合的かつ計画的に推進し、市場のルールを含め、県民が生活していく上で最低限必要な公共サービスの設定と実現、良好な住まいや居住環境の形成を目指しています。

福島県住生活基本計画

令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）



令和4年3月
福島県

■ 東日本大震災避難者の居住安定確保

- ・ 震災後最大で16万人を超える県民が県内外で長期避難を余儀なくされました。避難者が安心して避難生活を遅れるよう復興公営住宅を4,389戸整備しました。用地の選定から造成、建築物、外構の整備まで、事務職、土木職、建築職、設備職がチーム一丸となって困難なミッションをやり遂げました。
- ・ 技術職員が不足する市町村を支援するのも県の重要な仕事です。原発事故により全町が避難した大熊町、双葉町からの要請に応え、帰還者向けの災害公営住宅や新規転入者向けの福島再生賃貸住宅を代行して整備しました。



復興公営住宅磐崎団地（2017）



大熊町宮帰還者向け災害公営住宅
（2019県代行整備）

■ 県営住宅の適正な維持・改善

- ・ 入居者の高齢化に対応したバリアフリー対策が急務となっているほか、設備が不十分な住戸や、環境への配慮から省エネルギー住宅への対応が求められており、室内の段差解消や給湯設備の充実、断熱性能の向上など住宅の基本性能を向上させる住戸改善工事を計画的に進めています。



施工前

県営住宅内部改善施工後

住宅行政

■新しい住宅セーフティネット制度の普及・推進

- ・高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増える見込みです。一方、公営住宅は、高度経済成長期に建設されものが多く老朽化が進んでいることなどから、これら住宅確保要配慮者の入居ニーズに応えられていない状況が増えています。
- ・県では、増加する民間賃貸住宅の空き住戸を活用した要配慮者の入居を拒まない住宅制度を広め、公営住宅制度とあわせて重層的に住宅のセーフティネット機能を強化することにより、要配慮者の方々が多様な選択肢の中で安心して暮らすことができる社会を実現しようと取り組んでいます。

空き家・空き室、地域資源を活用し、住宅と福祉が一体となった居住環境の整備（イメージ）



出典：国土交通省

建築指導行政

■安全・安心なまちづくり

・私たちは、建築物の設計から工事完了、維持管理の各段階において法令に適合しているか審査等を行い、建築物の安全性確保と質の向上を図っています。

- ①建築確認申請等の審査、完了検査
- ②定期報告の確認
- ③違反建築物の是正指導
- ④建築士事務所の適正指導
- ⑤長期優良住宅等の認定



建築指導行政

■建築物の耐震化による防災性の向上

- 古い耐震基準で建てられた建築物は、大地震により倒壊するおそれがあり、住民の生命に危険を及ぼすだけでなく、道路の閉塞や市街地火災を招くおそれがあります。そのため、所有者へ耐震対策を行うよう指導・助言等を行うとともに、耐震診断・改修に補助金を交付し、建築物の耐震性向上を図っています。

住宅・建築物耐震改修事業



耐震診断の状況

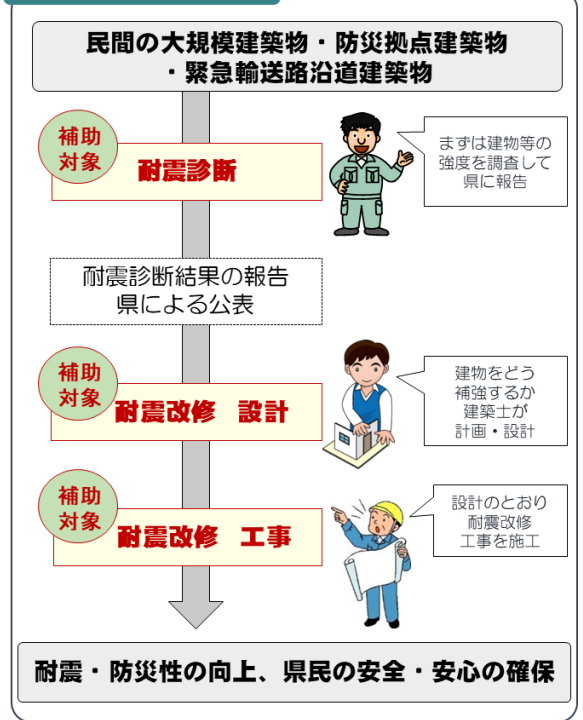


耐震改修の状況

■低炭素社会の実現とふくしま型の木造住宅の普及促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEHや長期優良住宅の普及を促進するとともに、県産木材及び地元工務店を活用して住宅を建設した建て主に県産品と交換できるポイントを交付しています。
- 住宅の省エネルギー化を推進するため、既存戸建住宅の開口部等の断熱化工事及び設備の効率化に対して補助しています。
- 県産木材による地域に根差した住宅供給の拡大及び県内工務店等の技術力の向上を図ることで、良質な木造住宅の持続可能な供給へ向けた総合的な支援を行っています。

取組のイメージ



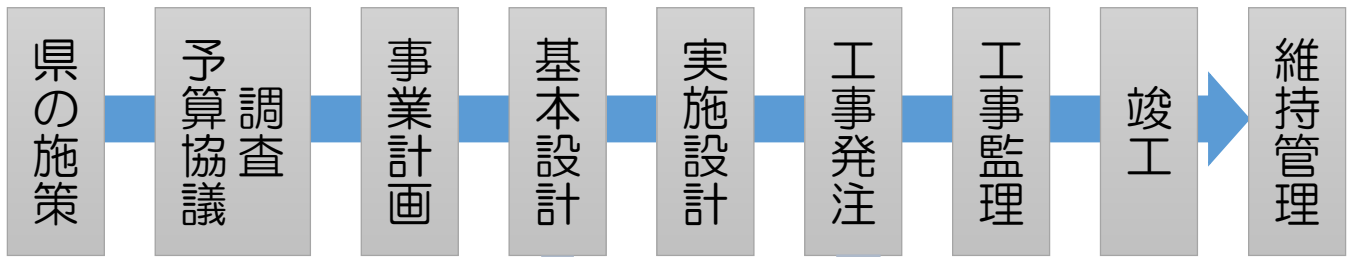
地域の防災力向上と
県民の安全・安心の
ため耐震診断・改修
に県が補助金を交付



営繕行政

■ 県有建築物の設計・工事監理

- ・教育・文化・医療など県の様々な施策を実現するために必要となる県有建築物について、安全・安心はもとより必要となる様々な性能・機能を十分に確保するため、建築技術の側面からの施設所管部局の支援に取り組んでいます。
- ・県有建築物整備の基本構想等の策定段階から事業に参画することにより、省エネ・再エネ・ZEB化や木造化・木質化などの新たな施策に対応しながら、営繕課と8箇所の建設事務所に配属された建築・設備の専門職員が、設計や工事監理に誇りを持って取り組んでいます。
- ・建築行政の見える化を着実に進めながら、次世代に継承できる質の高い県有建築物「永く生きる建築」を目指し、「最高の英知で最良の建築をつくりあげる」というポリシーのもと、県民が安全・安心で快適に利用できる公共空間の創造に取り組んでいます。



基本設計
(模型によるスタディ)



設計 (積算) 書作成



工事監理 (配筋検査)



東日本大震災・原子力災害伝承館 (2020)



郡山合同庁舎 (～2026)

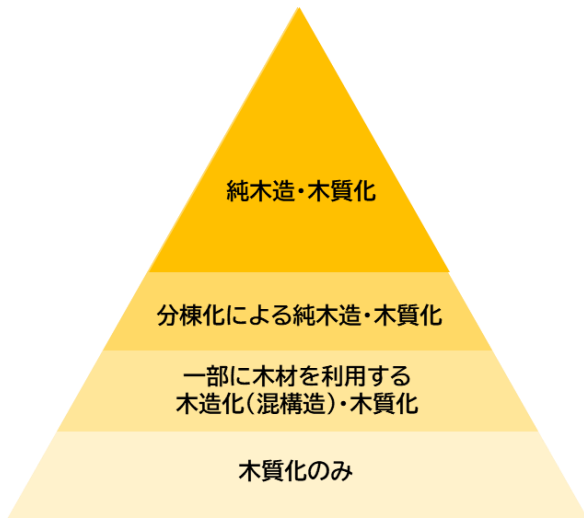
営繕行政

■新しい時代に対応した施設整備

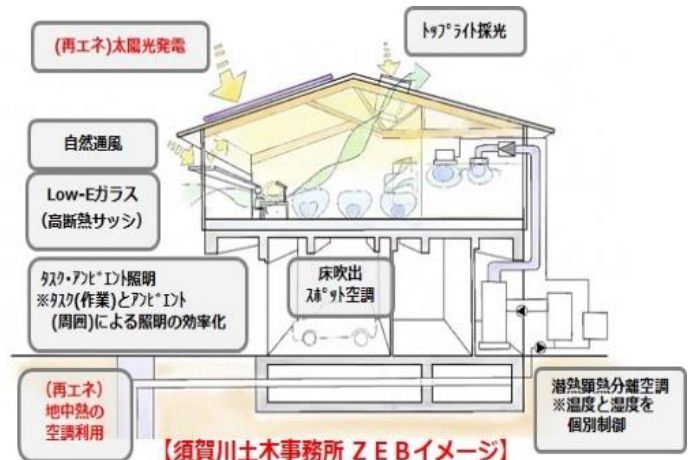
- ・ 県有建築物の整備では、県民のニーズや社会的要請に的確に対応しながら、すべての人が安全・安心に利用できることはもとより、環境への配慮など先導的な施策を取り入れることも重要です。
- ・ 原子力災害を受けた当県は、「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、令和3年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。



(出典/林野庁 令和3年度森林・林業白書)



- ・ 木材の利用による快適な生活空間の創造と「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、中大規模県有建築物等の木造化・木質化を率先垂範するとともに、市町村や民間建築物の木造化・木質化を促していきます。
- ・ ZEBの実現・普及のため、ZEB化に必要なとなる技術的な検討手順、導入技術などをまとめた「福島県ZEBガイドライン」によりZEB化への取組について情報を発信しながら、県有建築物のZEB化を促進していきます。

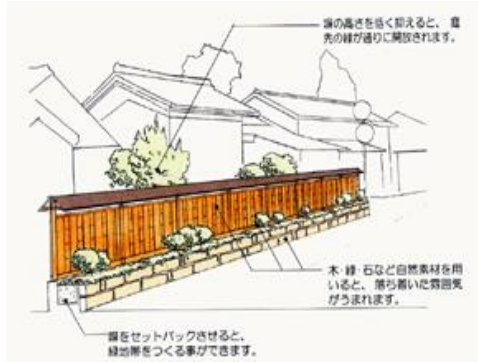


※ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

まちづくり行政

■街並み環境の整備

- ・ 県内の市町村では、まちづくりのルールのもと、建物の外壁の素材や色彩、屋根の形状に一定のルールを定めている地域があります。
- ・ 美しい街並みの維持・向上には時間がかかりますが、地域住民や市町村と一緒に地域に住環境や街並み景観の改善に取り組んでいます。



■中心市街地の活性化

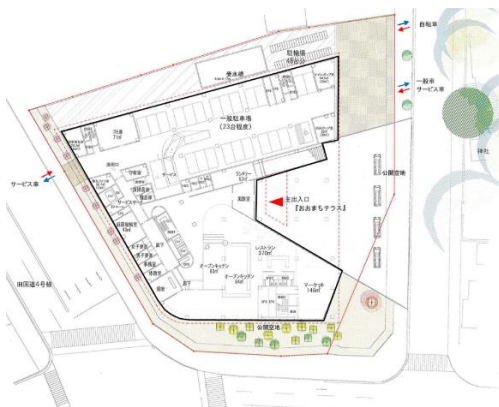
- ・ 現在、地域の顔となる中心市街地は、住宅、公共施設、大規模商業施設の郊外移転等により著しく衰退しています。
- ・ まちの「顔」の喪失は、地域への愛着が薄れ、地域の活力が減退するリスクがあります。
- ・ このため、県、市町村、地域住民、商工団体等が市街地再開発事業等の手法を用いて、老朽化した建物の更新に加え、道路や広場等の公共施設整備や既存商店街の活性化など、賑わい再生に向けた多様な「まちづくり」に取り組んでいます。



従前建物



完成予想



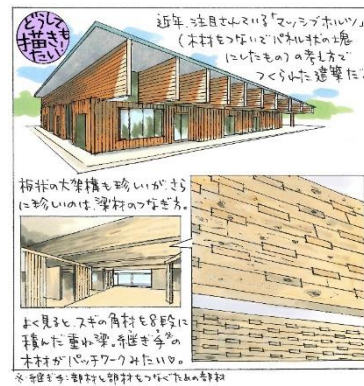
郡山市大町二丁目地区 地域生活拠点型再開発事業

- ・ 構造：鉄筋コンクリート造
- ・ 敷地面積：約5,233㎡
- ・ 延床面積：約15,030㎡
- ・ 階数：地上7階
- ・ 高さ：約30.8m
- ・ 用途：地産地消マーケット、多世代交流センター
乳児院、多世代型賃貸住宅（46戸）

まちづくり行政

■美しい建築物や街並みに対する県民意識の高揚

- ・周辺環境と調和し、景観上優れた建築物や、地域の資源を活用し良質で優れた住宅等を顕彰し、その成果を広く周知することで、美しい街並みの形成を促進しています。



■県内の魅力的な建築物の情報を発信

- ・地域の資源・宝である、またはそうなり得る建築物に光を当て、若者が建築業界に興味・憧れを抱くことで本県の建築業界の将来的な担い手を確保し、その持続的発展を図るため、県内の魅力的で評価の高い近・現代建築物の情報を親しみやすいイラストを交えて発信しています。



ふくしま三つ星建築

福島県建築文化賞を受賞した作品を含め、福島県が誇る魅力的な建築物について、

宮沢氏が福島県内の建築物をイラストでレポートします。

宮沢氏が「どうしても描きたい！」建築物も紹介していきます。どうぞお楽しみください！



宮沢 洋(みやざわひろし)氏

画作家、編集者、BUNGA NET 代表兼編集長。1967年東京生まれ。1990年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、日経BP 社入社。日経アーキテクチュア編集部に配属。2016年～19年まで日経アーキテクチュア編集長。2020年2月に独立。2020年4月から磯達雄とOfficeBungaを共同主宰。2021年5月、株式会社ブンガネット (BUNGA NETInc.) を設立。著書に『熊研善建築図鑑』『日本の水族館五十三次』など



土木部の研修制度（役職に合わせてステップアップして行く研修を実施）

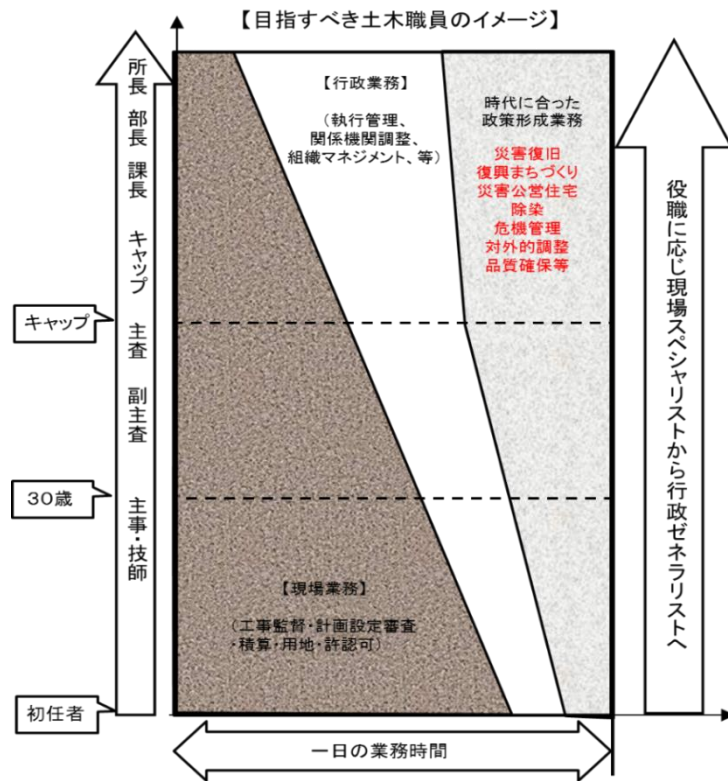
建築技術職には、地域の防災力向上のための建築物の耐震化や空き家対策、脱炭素社会に向けた省エネ・再エネ技術の導入、ICT活用やBIMをはじめとする新しい技術への対応など、これまで以上に広範かつ高度な技術的知識、判断力、実行力が求められています。

また、「福島県土木建築総合計画」に掲げた「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」の実現を目指すためには、他分野の施策と連携・融合した一体的な取組を進めることが必要であり、建築技術職の専門知識の深化のみならず、幅広い知識の習得が求められます。

複雑化、多様化する業務に速やかに対応するため、土木部専門研修（以下「専門研修」）においては、新規採用職員をはじめとする若手職員を即戦力とするための研修のほ

か、民間企業等職務経験者や任期付職員など、個々の経験を考慮したきめ細かな人材育成を実施しています。また、職員のキャリアに応じて現場スペシャリストから行政ゼネラリストへ成長できる研修のカリキュラムが用意されています。

日常の業務においても、組織力による人材育成を進め、専門研修における知識習得のみならず、その実践と日ごろの業務における学びの質向上が不可欠であることから、専門研修の成果を現場で実践するだけでなくOJT等の職場研修でも活用し、かつ専門研修を職場研修の成果確認や更なる学習意欲の向上の機会として活用するなど、専門研修と職場研修の両輪による人材育成を進めることを実施しています。



【職層研修】

- ・初任技術者（前期・後期）
- ・監督業務（工事・設計）
- ・中堅
- ・主査
- ・キャップ（係長）
- ・課長
- ・建築（I）
- ・用地（初任者・中堅）
- ・経理（初任者・管理者）

【実務研修】

- ・CAD操作
- ・新技術
- ・許認可業務
- ・入札制度
- ・資格所得 など



外部講師による研修



CAD操作研修



現場研修



資格取得研修

【建築職・設備職に資格が求められる背景とその必要性】

建築職・設備職の県職員は、営繕行政では設計・工事監理者として、建築指導行政では建築主事として職務を遂行しますが、そのためには一級建築士や建築基準適合判定資格者(以下「建適資」)等の資格が不可欠となります。また、有資格者を擁する設計事務所、建設会社、業界団体等を指導・監督する行政の立場からも資格取得が望まれます。

○求められる資格

	一級建築士	二級建築士	建適資(建築主事)	建築設備士	電気主任技術者				
行政分野	建築指導行政 営繕行政	営繕行政	建築指導行政	営繕行政	県有建築物の管理				
概要	建築物の新築・増改築、大規模改修等においては、その規模・構造等に応じて、建築士である設計者・工事監理者を定めなければなりません。 県有建築物の営繕事業は大小様々かつ膨大であり、建築職が設計・工事監理者となっています。 また、一級建築士は建適資の受験資格になっています。 ○一級建築士でなければ設計・工事監理できない建築物 ・500㎡超の学校・病院等 ・木造以外の建築物で面積300㎡、高さ13m又は軒高9mを超えるもの ・面積が1000㎡を超えかつ階数が2以上のもの等	○二級建築士が設計・工事監理できる建築物 ・左記以外のもの	特定行政庁(県知事)は「建築主事」を置き、建築物の確認検査、違反建築の是正指導・命令、定期報告(維持管理状況)の確認、確認検査を行う民間機関の指導等を実施しなければなりません。 ※建築主事： 本庁建築指導課と各建設事務所(いわき除く)の建適資から任命します。	建築士の求めにより高度化・複雑化した建築設備の設計・工事監理に関する助言を行うことができます。 建築士が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計・工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聞くよう努めなければなりません。	事業用電気工作物を設置している事業所は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安の監督を行う電気主任技術者(第一種～第三種)を選任しなければなりません。 ○(第二・三種)電気主任技術者の選任が必要な県有施設 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第二種</td> <td>県庁舎、 県立医科大学</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>福島空港、 企業局いわき事業所、 県中浄化センター</td> </tr> </table>	第二種	県庁舎、 県立医科大学	第三種	福島空港、 企業局いわき事業所、 県中浄化センター
第二種	県庁舎、 県立医科大学								
第三種	福島空港、 企業局いわき事業所、 県中浄化センター								
根拠法令	建築士法第2条第2項、第3条	建築士法第2条第3項、第3条の2	建築基準法第4条、第6条、第7条	建築士法第2条第5項、第18条第4項	電気事業法第43条				
受験資格	大学等で指定の科目を納めて卒業した者、二級建築士、建築設備士 など	大学等で指定の科目を納めて卒業した者、建築設備士、7年以上の建築の実務経験者 など	一級建築士	大学等で指定の科目を納めて卒業した者、一級建築士等、建築設備に関する実務経験者 など	なし(誰でも受験可)				

○上記資格を取得するための県の支援体制

- 土木部専門研修(3日間/年)(職員及び資格学校講師による一級建築士(学科・製図)・建適資の試験対策、合格者体験談)
- 建適資試験に係る模擬試験及び解説講習(各1日/年)、自宅学習用動画の配布
- 一級建築士の資格取得(合格)者に対する経済支援(予備校等に支払った費用の1/2かつ80万円以内を補助)
- 土木部が行う各種技術研修のほか、国土交通大学校(2週間程度)での様々な研修も受講可能

福島県土木部では、組織目標を達成するために必要となる行動上の具体的なルールを外部スタンダード(行動規準)として公表しています。

【福島県土木部共通スタンダード】

- ◎私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。
- ◎私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。
- ◎私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。
- ◎私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。
- ◎私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。

【福島県建築総室スタンダード】

- 私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。
- 私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。

建築

所属

土木部
建築住宅課 課長

平成元年度採用



これまでのキャリアパス

喜多方

平成元年度～

喜多方建設事務所（建築技師）

- ・3年間、表裏磐梯エリアを持つ耶麻郡管内に建設される建築物等の指導審査業務を担当。
- ・時はバブル期真っ只中で、毎日のようにホテル等の大型物件の法令協議等がありました。この時期に懸命に学んだ知識と得た経験が、私の建基法業務のベースとなっています。（平成3年度：建築主事合格 平成4年度：一級建築士合格）

いわき

平成7年度

兵庫県教育委員会 事務局学事課派遣（建築技師）

- ・阪神淡路大震災の復興支援のための自治法派遣により、兵庫県立高校の復旧業務を担当。
- ・1年のうち、前半は被災状況調査と災害査定用資料の作成、後半は委託した実施設計の監督業務でした。前年までいわき建設で学んだ営繕業務の知識と経験が役立ちました。建替の基本設計を担当した西宮北高校は、後にアニメの舞台となったことを知りました。

兵庫

本庁

平成8年度～

土木部建築住宅課（建築技師→副主任建築技師）

- ・公営住宅係で特定優良賃貸住宅の家賃補助、市町村営住宅の整備に係る国費業務を担当。
- ・公営住宅法の大転換期で、今日まで続く応能応益家賃制度等をみっちり学びました。係長や先輩職員とともに、新家賃制度に基づき、当県の具体的な取り扱いを議論させていただいたことは、今現在も仕事を進めるうえで大変貴重な財産となっています。

福島

平成12年度～

県北建設事務所（副主任建築技師→主任建築技師）

- ・県営住宅の住戸改善事業や県有施設の修繕工事などの営繕業務を担当。
- ・複数団地で同時並行で進めていた住戸改善事業では、現入居者へ仮移転等を依頼する事業説明会において、それぞれの担当が一致協力して入居者対応にあたりました。

本庁

平成15年度～

土木部都市計画課、まちづくり推進課（主任建築技師）

- ・都市計画課では、都市計画審議会と県南地区における都市計画手続きの支援を担当。いくつもの協議を経て都市計画の素案から成案へ磨き上げていくプロセスは新鮮でした。
- ・まちづくり推進課では「まちづくり推進講座」を担当。弘前大学の北原教授(当時)を講師にお招きし、“まち育て”を軸にワークショップによる参加型の講座を開催しました。

白河

平成19年度～

県南建設事務所（主任建築技師→専門建築技師）

- ・出先事務所の係長として、営繕業務を1年、指導審査業務を2年担当。
- ・はじめて係員を持ち、人に仕事を任せ期限までに成果を出すことの難しさを学びました。また、自分も含め子育て真最中の職員が多かったため、安心して休めるよう、職員の誰かがいつ急に休むことになっても、皆でフォローし合える職場環境づくりに努めました。

本庁

平成22年度～ 土木部営繕課（専門建築技師）

- ・ 県有施設の耐震化促進業務、東日本大震災からの復旧業務を担当。
- ・ 震災復旧業務は、担当係長として他県からの多くの応援職員をまとめつつ、阪神淡路大震災の県立高校復旧支援の経験を思い出しながら、毎日手探りで業務を進めました。

南相馬

平成26年度 相双建設事務所（建築住宅部長）

- ・ 出先の部長として管内における建築物等の指導審査業務及び県有施設の営繕業務を総括。
- ・ 特に指導審査業務においては、原発事故の最前線事務所として、日々、様々かつ平時とは異なる協議事項が持ち込まれる中、相談者等への正確かつ迅速な回答を心掛け、課員と協力して対応にあたりました。（特定建築基準適合判定資格者【ルート2主事】合格）

本庁

平成27年度～ 総務部施設管理課（建築住宅部長→主幹）

- ・ 県庁本庁舎及び西庁舎の耐震改修工事、北庁舎及び警察本部庁舎の新築工事を総括。
- ・ 地下埋設物等の現出により北庁舎の完成が予定より遅れることとなった際は、入居予定の各事務所へ事情説明に奔走しました。また、居ながら行う耐震改修工事では、来庁者や職員に事故が無いよう、監督員や受注者とともに安全管理に細心の注意を払いました。

令和3年度～ 土木部建築指導課（課長）

- ・ 建築基準法、建築士法及び建築物省エネ法等に係る建築行政、空き家活用、移住・定住や耐震化等に向けた住宅取得や改修への支援、賃貸型応急住宅の契約事務等の総括。
- ・ 「福島県耐震改修促進計画」や「福島県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」、戸建て木造住宅の耐震改修補助事業のパンフレットを改定しました。

令和5年度～ 土木部建築住宅課（課長）

- ・ 住生活基本計画、住宅セーフティネット制度、県営住宅・復興公営住宅の維持管理、市町村営住宅への助言・支援、建築文化賞の共同運営、災害公営住宅等の代行整備を総括。
- ・ 本県の住宅行政全般について担当する部署です。高齢化社会の進展を踏まえ、民間賃貸住宅によるセーフティネット住宅と公営住宅の両輪で、居住の安定確保を進めています。

印象に残っている経験・エピソード

兵庫県教育委員会への派遣。まだ被害の状況が街中に色濃く残る中、被災した県立高校の復旧のため、兵庫県職員や全国各地からの応援職員と共に力を合わせて取り組んだことは、大変貴重な経験だったとともに、東日本大震災で被災した本県施設の復旧において、他県から数多くの応援をいただくこととなった際には、業務を進める道標ともなりました。

当時の仲間たちとは、間もなく30年を経ようとする現在も年1回は会い、近況を報告し合うなど、大変親しい付き合いが続いています。

「福島県技術職員」の魅力・やりがい



これまで様々な仕事を経験する中で、技術職員としての根幹である専門的知識を活かして、県民の皆様や県施策のお役に立てること。

課題に対して、技術的な提案を併せて行ったことで解決の糸口になったときや、経験を積み重ねれば積むほど専門的な知見も蓄積され、他の業務で活かせることにも魅力があります。

（令和6年3月現在）

建築

所属

土木部
建築指導課
専門建築技師

平成12年度採用



これまでのキャリアパス

福島

平成12年度～ 県北建設事務所（建築技師）

- ・住宅金融公庫の書類審査や現場検査、建築関係の統計事務を担当。
- ・県職員へ抱いていたイメージと現実（実際）とのギャップに悩みながらも、個性的な先輩方のサポートに温かさを実感しながら県職員としてのキャリアをスタートさせました。

南会津

平成15年度～ 南会津建設事務所（建築技師）

- ・建築確認申請の審査や完成時の検査、駐在所新築の設計や現場の監督業務を担当。
- ・若手が多い職場で切磋琢磨し、初めての仕事も多く経験できました。結婚し、妻と二人初めての南会津地方で災害級の豪雪を経験。除雪ボランティアなどにも参加し地域との繋がりの大切さを感じました。

本庁

平成18年度～ 土木部営繕課（建築技師）

- ・主に県有建築物の耐震診断や吹付アスベスト対策等を担当。
- ・長女が誕生し3人家族に。建築士の資格取得に真剣に取り組む先輩の姿に刺激を受け、やる気スイッチが入りました。

白河

平成21年度～ 県南地方振興局県民生活課 兼務 県南建設事務所
（建築技師→副主任建築技師）

- ・自然公園法や景観法の審査、県営住宅や県立学校の改修の設計や工事の監督業務を担当。
- ・兼務で二足の草鞋に長距離通勤でしたが家族の協力もあり一級建築士試験になんとか合格。東日本大震災もこの間に経験。福島への復旧・復興に強い関心を持ちました。

本庁

平成24年度～ 教育庁財務課施設財産室（副主任建築技師→主任建築技師）

- ・県立学校の耐震改修、被災した教育施設の復旧、ふたば未来学園高校の開校準備に奔走。
- ・双葉郡の教育の復興のため地元や国と連携・調整しながら、新たな学校を作り上げていく仕事を通じて心身共に鍛えられました。共に苦労した職員は、今も大切な仲間です。
- ・二女が誕生し家族が4人に、長女が小学生になりました。

平成27年度～ 土木部建築住宅課（主任建築技師）

- ・復興公営住宅の整備を担当。
- ・東日本大震災で故郷から避難を余儀なくされ、不安と向き合う方々の居住の安定を確保するため、地元自治体と共に住まいの復興に尽力しました。

平成28年度～

土木部建築指導課（主任建築技師）

- ・住宅の耐震化、歴史的な街並み環境の整備、市街地再開発など国交付金事業の事務を担当。
- ・先輩からやりがいのある仕事と聞き、是非経験したいと希望していました。市町村と国とのパイプ役として、地域特性に応じた良質な住まいや住環境づくりに力を注ぎました。
- ・二女が小学生になり私生活と仕事との両立をこれまで以上に意識するようになりました。

本庁

平成30年度～

土木部建築住宅課（主任建築技師）

- ・住宅施策に関する企画立案や計画の推進、建築部門の予算の総括等を担当。
- ・高齢者の居住の安定確保や居住支援法人指定など福祉と住宅の連携を中心に、住宅施策の様々な取組に挑戦できました。予算の取りまとめや議会対応など迅速・的確な判断が求められる仕事では、周囲の厚い協力もいただき、今後に役立つ貴重な経験ができました。
- ・以前から目標だった建築基準適合判定資格者検定に合格したのもこの時期です。

平成31年度～

県南建設事務所（主任建築技師→専門建築技師）

- ・建築基準法に基づく処分や措置、移住・定住者への住宅取得支援事業などを担当。
- ・係長となり自分自身リーダーシップが得意ではないうえ、経験が少ない業務でしたが、同僚に恵まれ一緒に考え、課題に取り組み、10年以上の懸案を解決することができました。
- ・長女が中学生になったこの時期、出産や子育てを控えた職員との意見交換を通じて、これからの自身や部下の働き方について考える契機となりました。

白河

令和4年度～

土木部建築指導課（専門建築技師）

- ・住宅の耐震・省エネ・空き家対策、移住・定住施策、中心市街地活性化への支援等を担当。
- ・身近な住まいの問題について、若手から経験豊富なベテランまでが日々議論し、市町村や関係機関と連携しながら仕事を進めています。課題も多いですが建築技術職として、福島を持続可能なまちづくりを支えることができる、やりがいのある職場です。

本庁

印象に残っている経験・エピソード

庁内の多様な職種や国・市町村、民間団体や事業者の方々との出会い。東日本大震災以降、関係者が復旧・復興の目的に向かって共に汗を流す中、教育庁出向の機会は、土木部を外から見つめ直し、建築技術職員としてどのように行動すべきか考える転機となりました。

以後、プロフェッショナルとして期待されていること、それに対しどう応え、行動するか考えることの大切さを気づかせてくださった上司や同僚の教を胸に、建築のプロとして仕事に励んでいます。

「福島県職員」の魅力・やりがい



福島らしい豊かな住まいや住環境づくり、その実現に向けた公共施設の整備や民間支援に必要な制度設計など、官民の関係者と協働した様々な「モノ」や「仕組み」づくりは、他では経験できないやりがいと大きな達成感を味わうことができます。また、広大な県土の中で出会った数多くの地域住民とのふれあいや多様な行政分野での経験が、後の仕事の幅を広げてくれることも醍醐味です。

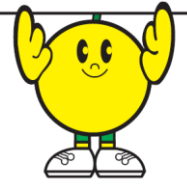
（令和6年3月現在）

よくある質問と回答

Q1 異動はどのぐらいの頻度でありますか？

○建築職に限らず、県職員は3～4年程度で異動になります。

Q&A



Q2 残業はありますか？

○業務繁忙期や災害発生時は残業が必要な場合があります。

○なお、水曜日はノー残業デー（原則として残業不可）、金曜日はリフレッシュデー（定時退庁を励行）となっています。

Q3 製図やCADといった専門的業務はありますか？

○営繕工事の設計や工事監理では図面を読む能力が求められます。

○受注者（民間会社）との図面のやりとりはCAD図が多いです。

○施工業者と変更契約を結ぶ際の図面は、県職員がCADで作成することが多いです。

Q4 公務員で良かったこと、大変なことはなんですか？

○定期的な昇給や福利厚生など、安定した生活を送るための制度がしっかりしています。

○技術系公務員はものづくりに携わるため、仕事の達成感を得やすいことも魅力です。

○このため、高い専門性を有する民間業者や著名な建築家等と仕事で接する機会も多く、技術的な知識に裏打ちされた判断力や行動力などが求められます。

Q5 民間の会社で働くことと最も大きな違いはなんですか？

○建築行政は、住宅政策や許認可など行政特有の業務であり、民間の会社では経験できない業務が多くあります。

○営繕業務についても、発注者の立場から品質の高い公共建築をつくりあげる作業は、行政ならではの業務といえます。

Q6 国家公務員と違うところは何ですか？

- 国の職員は、政府で決定された内容に基づき、全国の各自治体で効率的・効果的に事業が展開できるよう、企画や支援を行うことを主な業務としています。
- 都道府県職員の場合は、広域自治体として、歴史や風土などの地域特性を踏まえ、県民や市町村と連携・協働しながら、地域の実情に応じた独自の施策を展開していくことが特徴となります。

Q7 市町村の職員と違うところは何ですか？

- より広域的な視点から自ら建築・住宅政策を展開するとともに、市町村の仕事を支援することも県の業務です。
- 県内各市町村のバランスを見ながら施策を進めることも県には求められます。
- 市町村によっては技術系職員が不在の場合もありますので、市町村から技術的を求められることも少なくありません。

Q8 県外出身者の場合、仕事上、困ることはありませんか？

- 福島県土木部では大きく分けて8つの地域に出先事務所があり、県内出身者でも全ての地域に土地勘がある者は稀です。
- 持続可能な県土づくりには、郷土愛は大切ですが外からの意見もまた重要ですので、県外出身者かどうかはあまり気にする必要はありません。

みんなの力で「福島を元気に」

東日本大震災から13年以上が経過しました。この間、県の建築分野での様々な復旧・復興に向けた取組の業績が認められ、2021年日本建築学会賞を受賞しました。これに満足することなく引き続き、復興の推進とその先の県土の発展に向けた様々な施策を展開してまいります。

近年の建築・住宅行政を取り巻く話題としては、住宅セーフティネット機能の充実、2050年カーボンニュートラルに向けた省エネ・再エネの導入、既存建築物の耐震対策、木造化・木質化、景観やユニバーサルデザインへの配慮、BIMをはじめとしたICT技術の活用など、私たち建築技術職に対する社会的要請がますます高まっておりますが、新たな取組や困難な課題にも柔軟な思考で積極果敢に挑戦することとしております。

まちづくりの分野では、過疎中山間地域における定住人口の維持、観光による流入人口の増大等に向け、街並み景観の保全・向上や空き家の利活用を促進する事業を展開しております。また、市町村における都市全体のコンパクトなまちづくりを進めるマスタープランのもと、多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを目指しています。

このような中で、私たちと一緒に県民が故郷に誇りと愛着を持ち、豊かさや幸せを実感することができる住環境や持続可能なまちづくり、地域に根差した魅力ある公共建築整備に携わってみませんか？

民間企業では経験し難い広大なフィールドが皆様を待っています！！



県職員を目指す皆さんへ

福島県庁 技術職ナビゲーター面談

技術系職員のリアルな声を聞く

県職員の業務や魅力を知っていただくために、若手・中堅職員がナビゲーターとして、個別面談を実施する制度です。就職説明会では、なかなか聞けない技術系職員のリアルな話をより詳しく聞けます。ぜひ気軽にお申し込みください。



- 対象者** 福島県職員として働くことに興味のある方
(高校生以上)
- 会場・時間** ナビゲーターの職場(県庁等)
1時間程度(平日 9:00~17:00)
- 申込方法** お申込フォームより必要事項を入力してお申し込み
ください。

- 申込受付後、面談日時調整のため電話又はメールでご連絡します。
- 友人と一緒に面談も可能ですので、日程調整の際に申し出てください。
(申込は各自必要)
- 採用試験・選考試験の結果には一切影響しません。
- ※詳しくは、福島県人事委員会事務局ホームページの採用情報をご覧ください。

学生インターンシップ

職場体験で学ぶ

公共事業の仕組みや技術系職員の業務内容、職場環境などについて幅広く知ってもらうとともに、職業意識の向上やキャリア育成の一環として、福島県土木部の職場を体験するインターンシップ実習を行っています。

- 対象者** 福島県職員として働くことに興味のある大学生等
(学年の条件あり)
- 実施場所** 福島県内の建設事務所等
- 研修期間** 7月~9月のうちの2週間程度
- 受入人数** 20名程度(令和5年度受入実績12名)
- 申込方法** 希望される方は学内の就職支援担当課又は担当教員などを通じて、研修希望日の1ヶ月前までを目安に、福島県人事課へメールでお申し込みください。
(大学生の皆様は大学を経由)

土木(先行実施枠)試験

県職員への新たなルート

- 令和3年度から土木職(先行実施枠)試験を実施しています。
- 特別な公務員試験対策は不要のため、受験いただきやすい試験内容です。
- 第1次試験を4月に実施し、6月に最終合格が決まります。従来の試験(6月)との併願も可能で、チャンスが広がります。
- ※詳しくは、福島県人事委員会事務局ホームページの採用情報をご覧ください。

勤務条件

※令和6年4月1日見込み

- 給与** [大卒程度] 207,100円
[高卒程度] 174,400円
- 諸手当** 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当ほか
- 勤務時間** 原則8:30~17:15(月~金)
完全週休2日制
- 休暇制度** 年次有給休暇(年間20日)、その他、夏季・結婚・出産・病気・子育て・介護・ボランティアなどの休暇あり

- 各試験の詳細については、ホームページの受験案内ページに掲載予定です。
(掲載予定日/大卒程度:4月中旬、高卒程度:5月上旬、民間等経験者:7月下旬)
- 欠員の状況などにより募集しない職種もあります。

試験実施状況

職種	令和5年度		令和4年度		令和3年度		
	合格者数	競争倍率	合格者数	競争倍率	合格者数	競争倍率	
土木	大学卒程度	5	2.2	7	1.7	10	1.7
	大学卒程度 (先行実施枠)	11	1.6	14	1.6	7	4.6
	高校卒程度	3	1.3	1	2	3	1.3
建築	民間経験者	6	1.3	5	2.2	4	2.8
	大学卒程度	3	1.3	3	1.7	-	-
	民間経験者 (R5新設)	1	1.0	-	-	-	-

土木部の若手職員が業務内容と仕事の魅力について紹介しております。
ぜひ御覧ください。

[福島県 土木部の職員紹介](#)



昨年度からの変更点

● 県職員(大学卒程度(先行実施枠))

- ・職種に「行政事務」を新設します。
- ・第1次試験を東京会場でも実施します。

● 県職員(職務経験者)

- ・第1次試験の教養試験を基礎能力検査(SPI3)に変更します。
- ・第1次試験を東京会場でも実施します。
- ・第2次試験(口述試験等)を土日に実施します。
- ・公務員等の経験を職務経験の対象とします。

● 県職員(大学卒程度)

「心理」の受験資格を変更します
(公認心理師の資格が必須ではなくなります)。

令和6年度 福島県職員等採用候補者試験日程(予定)

試験の種類	受験資格	受付期間	第1次試験		第2次試験			
			試験日	合格発表日	試験日(第1回)	試験日(第2回)	合格発表日	
大学卒程度(先行実施枠)	行政事務	1.平成7年(1995年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日までに生まれた人(学歴は問いません) 2.平成15年(2003年)4月2日以降に生まれた人で、 (1)大学を卒業した人又は令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人 (2)(1)に該当する人と同等の資格があると認める人	3月1日(金) 3月21日(木)	4月14日(日)	4月24日(水)	5月9日(木) 5月14日(火)	5月27日(月) 5月29日(水)	6月12日(水)
	土木	平成元年(1989年)4月2日以降に生まれた人で、 (1)大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した人で、令和6年(2024年)4月1日において大学を卒業又は大学院を修了した日の翌日から起算して5年を経過していない人(平成31年(2019年)4月1日以降に卒業(修了)した人が該当します。) (2)大学において土木に関する専門課程を修めて令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人 (3)(1)又は(2)に該当する人と同等の資格があると認められる人	3月1日(金) 3月21日(木)	4月14日(日)	4月24日(水)	5月15日(水) 5月17日(金)	—	6月12日(水)
県職員	大学卒程度	1.平成元年(1989年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日までに生まれた人(学歴は問いません) 2.平成15年(2003年)4月2日以降に生まれた人で、 (1)大学を卒業した人又は令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人 (2)(1)に該当する人と同等の資格があると認められる人 ※農芸化学、薬学、心理、福祉は、資格等一定の要件が必要です。	4月17日(水) 5月17日(金)	6月16日(日)	6月26日(水)	7月4日(木) 7月11日(木)	7月25日(木) 8月1日(木)	8月20日(火)
	資格免許職	平成9年(1997年)4月2日から平成17年(2005年)4月1日までに生まれた人で、職種ごとに必要な資格等を有する人又は取得見込みの人	8月1日(木) 8月23日(金)	9月29日(日)	10月8日(火)	10月16日(水) 10月18日(金)	10月31日(木) 11月5日(火)	11月13日(水)
	高校卒程度	平成15年(2003年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日までに生まれた人(大学を卒業した人又は令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人を除く。)	8月1日(木) 8月23日(金)	9月29日(日)	10月8日(火)	10月16日(水) 10月18日(金)	10月31日(木) 11月5日(火)	11月13日(水)
	職務経験者	昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた方で、職務経験が5年以上の人 ※職種によって資格等の要件がある場合があります。	7月22日(月) 8月23日(金)	10月6日(日)	10月29日(火)	11月16日(土) 11月17日(日)	—	12月4日(水)
警察官	警察官A(第1回)	平成3年(1991年)4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人もしくは令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人又はこれに該当する人と同等の資格があると認められる人	3月1日(金) 4月5日(金)	5月19日(日)	6月5日(水)	6月28日(金) 7月3日(水)	—	8月20日(火)
	警察官A(第2回)	平成3年(1991年)4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人もしくは令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人又はこれに該当する人と同等の資格があると認められる人	7月22日(月) 8月23日(金)	9月22日(日)	10月8日(火)	10月27日(日) 11月1日(金)	—	12月4日(水)
	警察官B	平成3年(1991年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格を有しない人	8月23日(金)	9月22日(日)	10月8日(火)	10月27日(日) 10月30日(水)	—	12月4日(水)
市町村立学校栄養職員	平成9年(1997年)4月2日から平成17年(2005年)4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人	8月1日(木) 8月23日(金)	9月29日(日)	10月8日(火)	10月16日(水) 10月18日(金)	10月31日(木) 11月5日(火)	11月13日(水)	
市町村立学校事務職員(高校卒程度)	平成15年(2003年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日までに生まれた人(大学を卒業した人又は令和7年(2025年)3月末日までに卒業見込みの人を除く。)	8月1日(木) 8月23日(金)	9月29日(日)	10月8日(火)	10月16日(水) 10月18日(金)	10月31日(木) 11月5日(火)	11月13日(水)	

※県職員(大学卒程度(先行実施枠(行政事務))・大学卒程度・資格免許職・高校卒程度)および市町村立学校栄養・事務職員の第2次試験については、第1回と第2回の両方を受験する必要があります。※受験資格等の詳細については、人事委員会ホームページや試験の種類ごとの受験案内をご覧ください。

受験案内・申込書の
入手方法

試験の申込方法は、各試験の受験案内に掲載しています。
試験の申込みに当たっては、受験案内を必ず確認して行ってください。

詳しくは
こちらから



採用試験に関するお問い合わせ

福島県人事委員会事務局 採用給与課

TEL 024-521-7590

〒960-8681 福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎4階)

他にも職員インタビューを掲載中!
詳しい情報はHP・SNSをチェック!

福島県職員採用

福島県職員
採用情報

採用担当
X(旧Twitter)



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の一部をリサイクルできます。

警察官・警察事務に関するお問い合わせ先
福島県警察本部 警務部警務課採用係 採用フリーダイヤル TEL 0120-276-314

【表紙写真】

左上:ビッグパレットふくしま(コンベンション施設)

左中・右上:アクアマリンふくしま(水族館)

左下・右中:東日本大震災・原子力災害伝承館(展示施設)

右下:福島県立美術館(美術館)



福島県庁本庁舎 模型
昭和29年(1954年)築
(北側正面)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部建築総室建築住宅課
令和6年3月

ホームページ
QRコード

